（削る）

（準用）

第二百二十八条　医療機器については、第二百十条の二、第二百十三条、第二百十四条、第二百十六条の八、第二百十七条第一項及び第二百十八条から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十条の二	法第五十二条第一項	法第六十三条の二第一項	
	医薬品	医療機器	
第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の医療機器の製造の用に供するため医療機器の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与する医療機器であつて、その医療機器又はその直接の容器若しくは直接の被包に「製造専用」の文字の記載のあるもの（第三項及び第二百二十八条の十の三において「製造専用医療機器」という。）	
（略）	（略）	（略）	
第二百十四条第二項	法第五十条第一号	法第六十三条第一項第一号	
	法第五十条第十号から第十二号まで及び第五十二条第二項第一号	法第六十三条の二第二項第一号	
	（略）	（略）	
第二百十四条第三項	製造専用医薬品	製造専用医療機器	
	法第六十八条の二第二項第一号ロからホまで	法第六十八条の二第二項第二号ロからホまで	
	法第五十二条第一項	法第六十三条の二第一項	
（削る）	（削る）	（削る）	
第二百十七条第一項	医薬品	医療機器又は医療機器	

（情報通信の技術を利用する方法）

第二百二十七条の五　法第六十三条の三第二項の厚生労働省令で定める情報通信技術を利用する方法は、機構のホームページを使用する方法とする。

（準用）

第二百二十八条　医療機器については、第二百十三条、第二百十四条、第二百十六条の八、第二百十七条第一項及び第二百十八条から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の医療機器の製造の用に供するため医療機器の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与する医療機器であつて、その医療機器又はその直接の容器若しくは直接の被包に「製造専用」の文字の記載のあるもの（次項において「製造専用医療機器」という。）	
（略）	（略）	（略）	
第二百十四条第二項	法第五十条第一号	法第六十三条第一項第一号	
	法第五十条第十号から第十二号まで、第五十二条第一項第一号及び第二項並びに第五十二条の二	法第六十三条の二第一項第一号及び第二項並びに第六十三条の三	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
第二百十六条の八	法第五十二条の三第三項	法第六十四条において準用する法第五十二条の三第三項	
第二百十七条第一項	医薬品の添付文書等	医療機器又は医療機器の添付文書等	